

(2) 需用者側アンケート調査結果

1) 日本建設業連合会

傘下会員へのアンケート配布数は145件、回収数66件で、回収率46%であった。

販売高の階層別では「～50億円」13%、「50～200億円」19%、「200～500億円」32%、「500～1000億円」17%、「1000億円～」19%である。「～50億円」で若干少なく、「200～500億円」で若干多いほかは20%弱となっている。

また、公共建築・公共工事の割合で見ると、「～5%」10%、「5～10%」8%、「10～30%」37% (23件)、「30%以上」46%と、10%以上の各層で80%以上を占める。

年間売上高と公共建築・公共工事割合との関係は、年間売上高「～50億円」層では「公共建築・公共工事割合「30%～」の企業が75%と最も多く、「1000億円～」層では公共建築・公共工事割合「10～30%」の企業が75%と最も多い。

表3 (2) 1 年間売上高と公共建築・公共工事割合の関係

	～50億円	50～200億円	200～500億円	500～1000億円	1000億円～	合計
～5%	1	1	3	1	0	6
5～10%	0	0	2	2	1	5
10～30%	1	4	6	3	9	23
30%～	6	7	9	5	2	29
合計	8	12	20	11	12	63
～5%	13%	8%	15%	9%	0%	10%
5～10%	0%	0%	10%	18%	8%	8%
10～30%	13%	33%	30%	27%	75%	37%
30%～	75%	58%	45%	45%	17%	46%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

ア) 合法木材の認識度

売上高との関係を見ると、全体では「聞いたことがない」38%、「聞いたことはあるが、具体的には知らない」35%、「概ね知っている」27%の順になる。60%強が程度の差はあっても合法木材を知っていた。

売上高階層別には「1000億円～」で「概ね知っている」が67%を占めたが、売上高が多いほど「概ね知っている」の比率が高い。これに対し、売上高が少ないほど「具体的には知らない」が多い。

表3（2）2 年間売上高と合法木材の認識度

	～50億円	50～200億円	200～500億円	500～1000億円	1000億円～	合計
聞いたことはない	4	6	9	5	1	25
具体的には知らない	5	4	8	3	3	23
概ね知っている	0	3	4	3	8	18
合計	9	13	21	11	12	66
聞いたことはない	44%	46%	43%	45%	8%	38%
具体的には知らない	56%	31%	38%	27%	25%	35%
概ね知っている	0%	23%	19%	27%	67%	27%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

公共建設・公共工事割合別では、「～5%」層では「聞いたことがない」が67%、「30%～」では43%を占め、認識度の低さを示す。これに対し、「5～10%」、「10～30%」では、「聞いたことはあるが、具体的には知らない」、「概ね知っている」をあわせ、それぞれ66%、78%を占め、公共建築・公共工事割合が中程度の層において合法木材について知っている比率が高い。

表3（2）3 公共建築・公共工事割合と合法木材の認識度

	～5%	5～10%	10～30%	30%～	合計
聞いたことはない	4	2	5	13	24
具体的には知らない	1	2	8	11	22
概ね知っている	1	2	10	6	19
合計	6	6	23	30	65
聞いたことはない	67%	33%	22%	43%	37%
具体的には知らない	17%	33%	35%	37%	34%
概ね知っている	17%	33%	43%	20%	29%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

イ) 合法木材を知った契機

「聞いたことはあるが、具体的には知らない」、「概ね知っている」としたものが合法木材を知った契機は、全体では「公共事業発注者からの要請」29%、「木材納入者から聞いた」24%順で、「長期優良住宅の申請手続き」はほとんど無かった。この他「その他」が45%となっている。

売上高階層別でみると「公共建築物発注者からの要請」が多いのは「50～200億円」71%、「500～1000億円」50%。また、「木材納入業者から聞いた」が多いのは「～50億円」40%、「200～500億円」31%。なお、「1000億円～」では「その他」が82%と群を抜いている。

表3(2)4 年間売上高と合法木材を知った契機

	～50億円	50～200億円	200～500億円	500～1000億円	1000億円～	合計
公共建築物発注者からの要請	1	5	3	3	0	12
木材納入業者から聞いた	2	1	4	1	2	10
長期優良住宅の申請手続き	0	0	1	0	0	1
その他	2	1	5	2	9	19
合計	5	7	13	6	11	42
公共建築物発注者からの要請	20%	71%	23%	50%	0%	29%
木材納入業者から聞いた	40%	14%	31%	17%	18%	24%
長期優良住宅の申請手続き	0%	0%	8%	0%	0%	2%
その他	40%	14%	38%	33%	82%	45%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

公共建設・公共工事割合との関係で見ると、「～5%」では「公共建築発注者からの要請」、「木材納入業者から聞いた」がそれぞれ50%で最も高く、公共建設・公共工事割合が高まると20～30%に低下する。

なお、「～5%」を除いて、「その他」の比率が高く、特に「5～10%」で著しい。「その他」については、「環境目標設定の際に調べた」、「インターネットなどの情報」、「環境関連の資料/説明会/展示会/講習会で」、「グリーン購入法やグリーン調達関連の講習会など」、「日建連など建設関係団体や環境関係団体の資料」などがあげられている。

表3(2)5 公共建築・公共工事割合と合法木材を知った契機

	～5%	5～10%	10～30%	30%～	合計
公共建築物発注者からの要請	1	0	6	4	11
木材納入業者から聞いた	1	1	4	4	10
長期優良住宅の申請手続き	0	0	0	1	1
その他	0	3	8	9	20
合計	2	4	18	18	42
公共建築物発注者からの要請	50%	0%	33%	22%	26%
木材納入業者から聞いた	50%	25%	22%	22%	24%
長期優良住宅の申請手続き	0%	0%	0%	6%	2%
その他	0%	75%	44%	50%	48%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

ウ) 合法木材を知らなかった者の今後の対応

合法木材について「聞いたことがない」とした24件について、今後の対応について聞くと「今後検討する」が最も多く42%、次いで「今後、木材調達の際に注意する」29%、「その他」25%の順で、「合法木材の優先購入は難しい」はわずか4%にとどまった。

売上高階層別には「～50億円」、「50～200億円」、「1000億円～」では「今後、木材調達の際に注意する」が50～60%、「200～500億円」、「500～1000億円」では「今後、検討する」が57～75%と多い。

なお、「1000 億円～」では、「その他」が 50%を占めている。

表 3 (2) 6 年間売上高と合法木材を知らなかった者の今後の対応

	～50 億円	50～200 億円	200～500 億円	500～1000 億円	1000 億円～	合計
今後、木材調達の際に注意する	3	3	0	0	1	7
合法木材の優先購入は難しい	0	0	1	0	0	1
今後、検討する	2	1	4	3	0	10
その他	0	2	2	1	1	6
合計	5	6	7	4	2	24
今後、木材調達の際に注意する	60%	50%	0%	0%	50%	29%
合法木材の優先購入は難しい	0%	0%	14%	0%	0%	4%
今後、検討する	40%	17%	57%	75%	0%	42%
その他	0%	33%	29%	25%	50%	25%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

公共建設・公共工事割合との関係では、「～5%」では「その他」が多い。また「10～30%」では「今後、木材調達の際に注意する」60%。「30%～」では 54%が「今後、検討する」とした。

「その他」の意見としては、合法木材についての認識度に関して「建設業であるが、発注者から要請がないので、現場でもほとんど認識がない」、「直接、木材を購入しないのでわからない」（4件）があった。大手企業では施工などは下請けに請け負わすため、このような事例が多いものと思われる。また、「今後、検討する」と関連して「単価が上昇するのでなければ、検討したい」とするものがあった。さらに、「違法伐採材を買うなど言いたいのは理解できるが、違法伐採をするなどという方が先ではないか」との意見もあった。

表 3 (2) 7 公共建築・公共工事割合と合法木材を知らなかった者の今後の対応

	～5%	5～10%	10～30%	30%～	合計
今後、木材調達の際に注意する	0	0	3	4	7
合法木材の優先購入は難しい	0	1	0	0	1
今後、検討する	1	0	1	7	9
その他	3	0	1	2	6
合計	4	1	5	13	23
今後、木材調達の際に注意する	0%	0%	60%	31%	30%
合法木材の優先購入は難しい	0%	100%	0%	0%	4%
今後、検討する	25%	0%	20%	54%	39%
その他	75%	0%	20%	15%	26%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

#### エ) 合法木材の使用経験

合法木材の使用経験については、「要請もなく、使ったこともない」が 48%、「基本的にすべて合法木材」、「要請があったとき」が 26%であり、「要請はあるが、調達できない」としたのは皆無であつ

た。何らかの形で合法木材を使ったことのあるものは全体の52%で、「要請もなく、使ったこともない」ものの比率と拮抗している。

売上高階層別には「要請もなく、使ったこともない」が「1000億円～」で18%と低いほかは、いずれの階層でも50～57%を占めた。また、「1000億円～」では「要請があった時」45%、「基本的に合法木材」36%と何らかの形での使用経験のある比率が高い。

また、「1000億円～」以外の層では、それぞれ「要請もなく、使ったことがない」が50%を超えるが、「～50億円」と「200～500億円」では「基本的に合法木材」が、「50～200億円」と「500～1000億円」では「要請があったとき」がそれぞれ30%程度を占めた。

表3 (2) 8 年間売上高と合法木材の使用経験

	～50億円	50～200億円	200～500億円	500～1000億円	1000億円～	合計
木材は基本的に全て合法木材	3	2	6	1	4	16
要請があったとき	1	4	3	3	5	16
要請はあるが、調達できない	0	0	0	0	0	0
要請もなく、使ったことがない	5	6	12	4	2	29
合計	9	12	21	8	11	61
木材は基本的に全て合法木材	33%	17%	29%	13%	36%	26%
要請があったとき	11%	33%	14%	38%	45%	26%
要請はあるが、調達できない	0%	0%	0%	0%	0%	0%
要請もなく、使ったことがない	56%	50%	57%	50%	18%	48%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

公共建設・公共工事割合から見ると、「10～30%」層で「基本的に全て合法木材」35%、「要請があった時」45%を合計すると使用経験の比率が80%、「5～10%」層でそれぞれ17%、33%の合計50%に対し、これ以外の層では「要請もなく、使ったことがない」が60%を超える。これから見ると公共建設・公共工事割合比率が5%から30%の層で、合法木材の使用経験が高いといえる。

表3 (2) 9 公共建築・公共工事割合と合法木材の使用経験

	～5%	5～10%	10～30%	30%～	合計
木材は基本的に全て合法木材	0	1	7	6	14
要請があったとき	2	2	9	4	17
要請はあるが、調達できない	0	0	0	0	0
要請もなく、使ったことがない	4	3	4	18	29
合計	6	6	20	28	60
木材は基本的に全て合法木材	0%	17%	35%	21%	23%
要請があったとき	33%	33%	45%	14%	28%
要請はあるが、調達できない	0%	0%	0%	0%	0%
要請もなく、使ったことがない	67%	50%	20%	64%	48%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

オ) マーク表示に対する意見

全体では「要請があった時、確認が容易」32%、「環境への配慮をアピール可能」25%と60%程度がマークに対し好意的な反応を示した。これに対し、約20%が「マークのないものが、違法だと誤解される」とし、「マークが多く、わかり難い」、「合法性証明は書類でできる」は極めて少ない。

売上高階層から見ると、「～50億円」、「50～200億円」、「1000億円～」では「要請があった時、確認が容易」、「環境への取り組みをアピールできる」の好意的な反応が60%を上回ったが、「200～500億円」、「500～1000億円」では「マークが多く、わかり難い」、「合法性証明は書類でできる」、「マークのないものが違法と誤解される」のいった否定的な反応が40%を上回った。

表3 (2) 10 年間売上高とマーク表示に対する意見

	～50億円	50～200億円	200～500億円	500～1000億円	1000億円～	合計
要請があった時、確認が容易	6	9	7	7	11	40
環境への配慮をアピール可能	4	5	10	3	9	31
マークが多く、わかり難い	0	0	5	1	3	9
合法性証明は書類でできる	0	2	4	0	0	6
マークのないものが違法と誤解	1	4	7	7	7	26
その他	1	3	3	2	3	12
合計	12	23	36	20	33	124
要請があった時、確認が容易	50%	39%	19%	35%	33%	32%
環境への配慮をアピール可能	33%	22%	28%	15%	27%	25%
マークが多く、わかり難い	0%	0%	14%	5%	9%	7%
合法性証明は書類でできる	0%	9%	11%	0%	0%	5%
マークのないものが違法と誤解	8%	17%	19%	35%	21%	21%
その他	8%	13%	8%	10%	9%	10%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

公共建築・公共工事割合で見ると、「30%～」で好意的反応が65%、否定的反応が27%と、好意的反応が多かったものの、他の層では好意的反応が42～54%に低下し、否定的反応が33～40%へ増加している。

「その他」の意見としては、好意的なものでは「合法木材全てにマークをつけてほしい」、「特に熱帯材合板などにマークが必要」、「グリーン調達への取り組みがやりやすくなる」、「合法性を証明することは必要だが、経済活動の支障になることは困る」、「輸入材はどうするのか？」などがある。

否定的なものとしては「発注者からの要請がないため、必要性を感じていない。『使わなくてはならないのか』、『使わなくてよいのか』が不明確。もっと発注者へのPRが必要」というものがある。グリーン購入法についてもまだ徹底されていない現在、発注者へのPRは必要であろう。

このほか、「マーク表示は書類での証明とセットで有効」、「合法木材について知らないの、マーク表示についてはわからない」、「合法木材について知らないの、マーク表示についてはわからない」、「直接木材を購入しないのでわからない」(2件)などがあった。

表3 (2) 11 公共建築・公共工事割合とマーク表示に対する意見

	～5%	5～10%	10～30%	30%～	合計
要請があったとき、確認が容易	3	3	14	20	40
環境への配慮のアピールが可能	2	3	11	14	30
マークが多く、わかり難い	0	1	6	2	9
合法性証明は書類でできる	1	0	3	2	6
マークのないものが違法と誤解	3	3	10	10	26
その他	3	1	4	4	12
合計	12	11	48	52	123
要請があったとき、確認が容易	25%	27%	29%	38%	33%
環境への配慮のアピールが可能	17%	27%	23%	27%	24%
マークが多く、わかり難い	0%	9%	13%	4%	7%
合法性証明は書類でできる	8%	0%	6%	4%	5%
マークのないものが違法と誤解	25%	27%	21%	19%	21%
その他	25%	9%	8%	8%	10%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

## 2) 日本木造住宅産業協会

傘下の会員に対するアンケートは配布数 475 件、回収数 120 件で、回収率 25%であった。

新築棟数規模別では、「～10 棟」が 15%、「10～30 棟」が 20%、「30～50 棟」が 17%、「50 棟～」が 49% (57 件) と、「50 棟～」で半数を占めている。

また、営業方式では「建売住宅中心」が 16%、「注文住宅中心」が 72%、「どちらとも言えない」が 12%と、「注文住宅中心」が圧倒的に多い。

新築棟数と営業方式との関係を見ると、「10～30 棟」、「30～50 棟」で「注文住宅中心」が 80%を超え、他は 63～71%を占める。また、「建売住宅中心」は「50 棟～」で 21%だが、棟新築数が少ないほど「建売住宅中心」は減少する。「どちらとも言えない」は「～50 棟」で 24%、「50 棟～」で 16%と多い。

表3 (2) 12 新築棟数と経営方式の関係

	～10 棟	10～30 棟	30～50 棟	50 棟～	合計
建て売り中心	1	3	3	12	19
注文住宅中心	12	19	17	36	84
どちらとも言えない	4	1	0	9	14
合計	17	23	20	57	117
建て売り中心	6%	13%	15%	21%	16%
注文住宅中心	71%	83%	85%	63%	72%
どちらとも言えない	24%	4%	0%	16%	12%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

## ア. 合法木材の認識度

合法木材の認識度は、全体で「聞いたことはない」33%、「聞いたことはあるが、具体的に知らない」36%、「概ね知っている」32%となり、2/3が程度の差はあれ知っていた。

「聞いたことがない」は「10棟未満」、「30～50棟」で50%前後と比率が高く、「10～30棟」および「50棟以上」では「聞いたことがあるが、具体的には知らない」、「概ね知っている」の合計がそれぞれ80%前後となった。「概ね知っている」は「10～30棟」39%、「50棟以上」36%で比率が高かった。

表3（2）13 新築棟数と合法木材の認識度

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
聞いたことはない	10	4	10	15	39
具体的には知らない	3	10	8	22	43
概ね知っている	5	9	3	21	38
合計	18	23	21	58	120
聞いたことはない	56%	17%	48%	26%	33%
具体的には知らない	17%	43%	38%	38%	36%
概ね知っている	28%	39%	14%	36%	32%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

また、営業方式別では、いずれの分野でも「聞いたことがあるが、具体的には知らない」、「概ね知っている」の合計が60～70%となった。特に「聞いたことがあるが、具体的には知らない」は「建売住宅中心」と「どちらとも言えない」で40%を超え、「注文住宅中心」では「概ね知っている」が36%となった。「概ね知っている」は「注文住宅中心」に多い。

表3（2）14 経営方式と合法木材の認識度

	建売中心	注文住宅中心	どちらとも言えない	合計
聞いたことはない	7	26	4	37
具体的には知らない	8	28	6	42
概ね知っている	4	30	4	38
合計	19	84	14	117
聞いたことはない	37%	31%	29%	32%
具体的には知らない	42%	33%	43%	36%
概ね知っている	21%	36%	29%	32%
合計	100%	100%	100%	100%

## イ. 合法木材を知った契機

これまで何らかの形で合法木材を知っていて、「合法木材を知った契機」に回答したのは78件であった。契機については、「木材納入業者から聞いた」46%、「長期優良住宅の申請手続きで」29%、「その他」23%となり、「公共建築発注者からの要請」はわずか1%にとどまった。

新築戸数別では「～10棟」、「30～50棟」、「50棟～」では「木材納入業者から聞いた」が38%、40%、56%と高く、「10～30棟」と「30～50棟」では「長期優良住宅の申請手続き」が43%、50%、とそれ



ぞれ高い比率を示した。

表3 (2) 15 新築棟数と合法木材を知った契機

	～10 棟	10～30 棟	30～50 棟	50 棟～	合計
公共建築物発注者からの要請	0	1	0	0	1
木材納入業者から聞いた	3	7	4	22	36
長期優良住宅の申請手続き	1	9	5	8	23
その他	4	4	1	9	18
合計	8	21	10	39	78
公共建築物発注者からの要請	0%	5%	0%	0%	1%
木材納入業者から聞いた	38%	33%	40%	56%	46%
長期優良住宅の申請手続き	13%	43%	50%	21%	29%
その他	50%	19%	10%	23%	23%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

経営方式別には「建売住宅中心」、「注文住宅中心」とも 45～50%が「木材納入業者から聞いた」とした。また、「注文住宅中心」と「どちらとも言えない」では1/3が「長期優良住宅の申請手続きで」をあげ、「建売住宅中心」では 18%にとどまる。「公共建築の発注者からの要請」がほとんどないのは、木造住宅建設を主体に行っている企業団体の性格によると思われる。

「その他」として「グリーン購入法によって」、「PEFC、FSC、SGEC の認証を取得している」、「合法木材供給事業者である」(2 件)、「関係団体からの案内や研修会によって」、「県産材を活用した木造住宅の申請手続きで」などがあげられている。

表3 (2) 16 経営方式と合法木材の認識度

	建売中心	注文住宅中心	どちらとも言えない	合計
公共建築物発注者からの要請	0	1	0	1
木材納入業者から聞いた	5	28	2	35
長期優良住宅の申請手続き	2	18	3	23
その他	4	10	4	18
合計	11	57	9	77
公共建築物発注者からの要請	0%	2%	0%	1%
木材納入業者から聞いた	45%	49%	22%	45%
長期優良住宅の申請手続き	18%	32%	33%	30%
その他	36%	18%	44%	23%
合計	100%	100%	100%	100%

#### ウ. 合法木材を知らなかった者の今後の対応

合法木材を知らなかったとしたものの回答を見ると、全体では「今後、木材調達の際に注意する」42%、「今後、検討する」40%であり、「合法木材の優先購入は難しい」はわずか2%であった。

新築棟数別では「～10 棟」で「今後、木材調達の際に注意する」の比率が 64%と高いのに対し、「10

～30 棟」では「今後、検討する」が 60%を占める。「30～50 棟」では「今後、木材調達の際に注意する」と「今後、検討する」が 45%ずつだが、「50 棟以上」では「今後、検討する」が 44%と比率が高い。

表3 (2) 17 新築棟数と合法木材を知らなかった者の今後の対応

	～10 棟	10～30 棟	30～50 棟	50 棟～	合計
今後、木材調達の際に注意する	7	2	5	4	18
合法木材の優先購入は難しい	0	0	0	1	1
今後、検討する	2	3	5	7	17
その他	2	0	1	4	7
合計	11	5	11	16	43
今後、木材調達の際に検討する	64%	40%	45%	25%	42%
合法木材の優先購入は難しい	0%	0%	0%	6%	2%
今後、検討する	18%	60%	45%	44%	40%
その他	18%	0%	9%	25%	16%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

営業方式別では、「建売住宅中心」、「注文住宅中心」とも、40～50%が「今後、木材調達の際に注意する」、「今後、検討する」としている。「どちらとも言えない」では「今後、木材調達の際に注意する」、「合法木材の優先購入は難しい」、「今後、検討する」がともに 20%ずつとなっている。

「その他」の意見としては、「木材の調達は行っていない」（4 件）、「実際に調達を行っている材木店への徹底が必要」というように、木材そのものの調達を行っていないという例が多いが、このほか「SGEC にも取り組んでおり、今後本格的に使いたい」というものもあった。また、「『証明された木材でなければ違法』であれば検討する」という意見もあり、これはマーク表示に関する質問の選択肢の 1 つである「マークがついていないものが違法だと誤解が生じ、混乱が生じる」の「混乱」の 1 つの例であると言えよう

表3 (2) 18 経営方式と合法木材を知らなかった者の今後の対応

	建売中心	注文住宅中心	どちらとも言えない	合計
今後、木材調達の際に注意する	3	13	1	17
合法木材の優先購入は難しい	0	0	1	1
今後、検討する	4	12	1	17
その他	1	4	2	7
合計	8	29	5	42
今後、木材調達の際に注意する	38%	45%	20%	40%
合法木材の優先購入は難しい	0%	0%	20%	2%
今後、検討する	50%	41%	20%	40%
その他	13%	14%	40%	17%
合計	100%	100%	100%	100%

## エ. 合法木材の使用経験

全体では「基本的に合法木材」が46%、「要請があった時」が19%、「要請もなく、使ったこともない」が34%。「要請はあるが、調達できない」は1%。

新築棟別に「基本的に合法木材」と「要請があったとき」で、合法木材を何らかの形で使ったことがあるとすると、「10～30棟」で86%、「30～50棟」と「50棟以上」で63～67%となり、「10～30棟」での比率が極端に高い。なお、「10棟未満」では45%にとどまった。

表3 (2) 19 新築棟数と合法木材の使用経験

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
木材は基本的に全て合法木材	4	14	9	23	50
要請があったとき	3	4	3	11	21
要請はあるが、調達できない	0	0	0	1	1
要請もなく、使ったことがない	9	3	6	19	37
合計	16	21	18	54	109
木材は基本的に全て合法木材	25%	67%	50%	43%	46%
要請があったとき	19%	19%	17%	20%	19%
要請はあるが、調達できない	0%	0%	0%	2%	1%
要請もなく、使ったことがない	56%	14%	33%	35%	34%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

経営方針別では、「建売住宅中心」は「要請もなく、使ったこともない」が56%で、「注文住宅中心」の14%に比べ、極めて高い比率を示している。これに対し「注文住宅中心」では「基本的に合法木材」が67%、「どちらとも言えない」でも50%を占め、「建売住宅中心」と対照的な動きを示している。なお、「要請があったとき」はいずれのグループも20%弱を示した。「建売住宅中心」と「注文住宅中心」では合法木材の使用経験に大きな差のあることがわかる。「どちらとも言えない」は両者の中間のような動きをしている。

表3 (2) 20 経営方式と合法木材の使用経験

	建売中心	注文住宅中心	どちらとも言えない	合計
木材は基本的に全て合法木材	4	14	9	27
要請があったとき	3	4	3	10
要請はあるが、調達できない	0	0	0	0
要請もなく、使ったこともない	9	3	6	18
合計	16	21	18	55
木材は基本的に全て合法木材	25%	67%	50%	49%
要請があったとき	19%	19%	17%	18%
要請はあるが、調達できない	0%	0%	0%	0%
要請もなく、使ったこともない	56%	14%	33%	33%
合計	100%	100%	100%	100%

オ. マーク表示に対する意見

全体では「環境への配慮をアピールできる」29%、「要請があった時、確認が容易」25%（55件）、「マークのないものが違法だと誤解される」19%、「マークが多く、わかりにくい」15%、「合法木材は書類で確認できる」8%となった。

マーク表示への好意的な反応と言える「環境への取り組みをアピールできる」、「要請があった時、確認が容易になる」は、「10棟未満」で43%と低いのに対し、「10～30棟」では67%と高い。また「30～50棟」54%、「50棟以上」50%と中間の位置を占めた。「10～30棟」での比率の高さは、合法木材の使用経験が86%と極めて高かったこととも関係している。

表3（2）21 新築棟数とマーク表示に対する意見

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
要請があったとき、確認が容易	5	15	14	21	55
環境への配慮をアピール可能	7	13	9	34	63
マークが多く、わかり難い	4	4	6	19	33
合法性証明は書類でできる	4	0	2	11	17
マークのないものが違法と誤解	6	9	10	18	43
その他	2	1	2	5	10
合計	28	42	43	108	221
要請があったとき、確認が容易	18%	36%	33%	19%	25%
環境への配慮をアピール可能	25%	31%	21%	31%	29%
マークが多く、わかり難い	14%	10%	14%	18%	15%
合法性証明は書類でできる	14%	0%	5%	10%	8%
マークのないものが違法と誤解	21%	21%	23%	17%	19%
その他	7%	2%	5%	5%	5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

経営方針別では、好意的反応は「注文住宅中心」60%であったのに対し、「建売住宅中心」、「どちらとも言えない」ではそれぞれ45%程度にとどまった。これも「注文住宅中心」における合法木材の使用経験が86%と、「建売住宅中心」の44%に比べて高いことと関係していよう。なお、「どちらとも言えない」では、合法木材の使用経験は67%と高かったものの、マーク表示に関してはそれほど好意的な反応を示していない。

表3 (2) 22 経営方式とマーク表示に対する意見

	建売中心	注文住宅中心	どちらとも言えない	合計
要請があったとき、確認が容易	7	40	8	55
環境への配慮をアピール可能	7	49	5	61
マークが多く、わかり難い	7	19	7	33
合法性証明は書類でできる	4	8	4	16
マークのないものが違法と誤解	6	31	5	42
その他	2	6	2	10
合計	31	147	29	207
要請があったとき、確認が容易	23%	27%	28%	27%
環境への配慮をアピール可能	23%	33%	17%	29%
マークが多く、わかり難い	23%	13%	24%	16%
合法性証明は書類でできる	13%	5%	14%	8%
マークのないものが違法と誤解	19%	21%	17%	20%
その他	6%	4%	7%	5%
合計	100%	100%	100%	100%

「その他」の意見として、「マークの問題ではなく、決められた場合は各社・各組合が行えばよい」、「合法木材を使用することは、当社の責務と考えるが、現段階では当社の顧客に積極的に説明する必要はないと思っている」、「goho WOOD のマークは国内だけのもので、あまり効力がない」、「現在、主に森林認証を活用しているので、多くのマークを表示・管理するのは難しい」、「他の森林認証のマークと並立することになり、混乱をまねく恐れがある」、「流通の整備がまだ不十分」、「産地が限定できるとよい」、「国際的な証明の相互乗り入れ、川上／川下の相互乗り入れ、共通化、一元的集約化などを進め、縦割りを無くしてシンプルにし、供給業者の手続きや使用者の運用を簡素化できないか」などがあった。また、「木材調達を行っていないのでわからない」(2件)、「仕様材に SGEC マーク採用」というものがあった。

### 3) 工務店サポートセンター

傘下会員へのアンケートは配布数 1863 件、回収数 622 件、回収率 33%であった。

新築棟数で見ると「～10 棟」69%、「10～30 棟」22%、「30～50 棟」6%、「50 棟～」3%の順となり、「～10 棟」の比率が極めて高い。

経営方針で見ると、「建売住宅中心」が 1%ときわめて少なく、「注文住宅中心」95%、「どちらとも言えない」4%となった。今回の結果は、ほとんど全てが「注文住宅中心」のものと見ることができる。

表3（2）23 新築棟数と経営方式の関係

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
建て売り中心	2	1	2	2	7
注文住宅中心	393	132	30	17	572
どちらとも言えない	18	1	2	2	23
合計	413	134	34	21	602
建て売り中心	0%	1%	6%	10%	1%
注文住宅中心	95%	99%	88%	81%	95%
どちらとも言えない	4%	1%	6%	10%	4%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

## ア. 合法木材の認識度

全体では「聞いたことはあるが、具体的に知らない」39%、「聞いたことはない」37%、「概ね知っている」23%の順となり、程度の差はあれ合法木材について知っているものが60%を超えている。

新築棟数別には、「聞いたことはあるが、具体的に知らない」と「概ね知っている」の合計は「～10棟」59%、「10～30棟」68%、「30～50棟」78%、「50棟以上」75%と、新築棟数が多いほど合法木材の認識度が高い傾向にある。また、「概ね知っている」についても「～10棟」で20%、「10～30棟」で30%、「30～50棟」33%、「50棟～」40%と、新築棟数が多いほど比率が高くなる。

表3（2）24 新築棟数と合法木材の認識度

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
聞いたことはない	174	45	7	5	231
具体的には知らない	169	54	15	7	245
概ね知っている	85	42	11	8	146
合計	428	141	33	20	622
聞いたことはない	41%	32%	21%	25%	37%
具体的には知らない	39%	38%	45%	35%	39%
概ね知っている	20%	30%	33%	40%	23%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

## イ. 合法木材を知った契機

全体では「長期優良住宅の申請手続きで」が41%、「木材納入業者から聞いた」が39%、「公共建築の発注者からの要請で」が4%。「木材納入業者から聞いた」と「長期優良住宅の申請手続きで」がほぼ同率で、合わせて80%となった。

新築棟数別では、「木材納入業者から聞いた」は「～10棟」と「30～50棟」で40%強と比較的多く、「長期優良住宅の申請手続きで」は「10～30棟」と「50棟～」がほぼ50%となる。「公共建築の発注者からの要請で」は「10棟未満」6%の他はほとんど無い。「公共建築の発注者からの要請で」の比率が少ないのは、団体の性格によるものであろう。

表3 (2) 25 新築棟数と合法木材を知った契機

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
公共建築物の発注者からの要請	15	1	0	0	16
木材納入業者から聞いた	109	34	12	3	158
長期優良住宅の申請手続き	101	49	10	7	167
その他	39	20	5	3	67
合計	264	104	27	13	408
公共建築物の発注者からの要請	6%	1%	0%	0%	4%
木材納入業者から聞いた	41%	33%	44%	23%	39%
長期優良住宅の申請手続き	38%	47%	37%	54%	41%
その他	15%	19%	19%	23%	16%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

「その他」の意見としては、「HP、新聞、雑誌、ポスター、パンフなどによって」(11件)、「県産材木造住宅の申請手続きで」(8件)、「木材関係団体や企業を通じて」(7件)、「研究会、講習会、説明会、視察などで」(6件)、「合法木材認定事業者である」(5件)、「木材関係の事業も行っている」(5県)、「森林認証を取得している」(4件)などがあり、このほか、「知人／仲間から」、「施主の希望」などがあった。これらを見ると、「長期優良住宅の申請手続き」と「県産材木造住宅の申請手続き」が合法木材の認識度をたかめるうえで、大きな役割を果たしていることがわかる。

ウ. 合法木材を知らなかった者の今後の対応

全体では「今後、調達の際に注意する」58%、「今後、検討する」29%、「合法木材の優先購入は難しい」6%の順で、「合法木材の優先購入は難しい」としたものはきわめて少なかった。

これを新設棟数別に見ると、「今後、調達の際に注意する」は「50棟以上」の14%を除くと他は50～60%で、「今後、検討する」は「50棟以上」の71%、「30～50棟」の44%で比率が高い。

表3 (2) 26 新築棟数と合法木材を知らなかった者の今後の対応

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
今後、木材調達の際に注意する	129	25	5	1	160
合法木材の優先購入は難しい	16	1	0	0	17
今後、検討する	61	10	4	5	80
その他	9	11	0	1	21
合計	215	47	9	7	278
今後、木材調達の際に注意する	60%	53%	56%	14%	58%
合法木材の優先購入は難しい	7%	2%	0%	0%	6%
今後、検討する	28%	21%	44%	71%	29%
その他	4%	23%	0%	14%	8%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

「その他」の意見のうち、「合法木材の内容を、木材業者を通じて説明してほしい」（2件）、「違法なものは使っていないと思うが、まず合法木材の内容を知りたい」、「仕入れ先を信じ、全てが合法だと思っている」（6件）、「現在使用している木材が合法であるかどうか不明」、「特定のところの国産材を使用しているので、合法であるかどうかは考えたことがない」など、「合法木材証明のシステム」に関する工務店への普及の欠如を思わせるものが多くあった。

また、「県産材の認証材を使用しているため、合法性は証明されていると考えている」との意見もあったが、県産材認証については、合法性が認証の要件になっているところとそうでないところがあるので、その確認が必要になる。

「国産材と違法伐採の関係が不明」については、違法伐採対策の運動が当初、外材をターゲットとして始まったこと、国産材には違法伐採はないという一般的な認識によるものであると言える。「顧客の要請があれば対応せざるを得ない」、「要請があった時だけ対応」、「間伐して森林を守るべきで、国内木材を100%使用する」などの意見もあった。「集成材を使用」という意見もあったが、集成材でもラミナが合法木材であるかどうか問題となるため、合法木材に対するPR不足ということができる。

#### エ. 合法木材の使用経験

全体では「要請もなく、使ったこともない」39%、「基本的に合法木材」35%、「要請があった時」24%の順で、「要請はあるが、調達できない」は1%にすぎない。程度の差は別にして使った経験のあるものが60%を占めている。

新築棟数別には、各グループとも「基本的に合法木材」が33～42%、「要請があった時」は20～28%で、両者の合計は「10～30棟」で約70%と高く、他のグループでは60%前後であった。

表3（2）27 新築棟数と合法木材の使用経験

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
木材は基本的に全て合法木材	126	54	10	8	198
要請があったとき	89	34	8	4	135
要請はあるが、調達できない	5	1	2	0	8
要請もなく、使ったことがない	166	39	9	8	222
合計	386	128	29	20	563
木材は基本的に全て合法木材	33%	42%	34%	40%	35%
要請があったとき	23%	27%	28%	20%	24%
要請はあるが、調達できない	1%	1%	7%	0%	1%
要請もなく、使ったことがない	43%	30%	31%	40%	39%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

#### オ. マーク表示に対する意見

全体では「環境への取り組みをアピールできる」28%、「要請があった時、確認が容易」27%、「マークのないものが違法だと誤解される」23%、「マークが多く、わかりにくい」12%、「合法性証明は書類でできる」8%となった。

新築棟数別には各グループとも「要請があった時、確認が容易」、「環境への取り組みをアピールできる」がそれぞれ30%弱で、これらをマーク表示に好意的なものとしてみると、「10棟未満」、「10～



30棟」、「30～50棟」では54～58%であるのに対し、「50%以上」では66%を占めた。

表3 (2) 28 新築棟数とマーク表示に対する意見

	～10棟	10～30棟	30～50棟	50棟～	合計
要請があったとき、確認が容易	214	71	16	13	314
環境へ配慮をアピール可能	211	77	17	13	318
マークが多く、わかり難い	99	23	5	5	132
合法性証明は書類でできる	59	22	8	2	91
マークのないものが違法と誤解	187	54	13	6	260
その他	22	7		1	30
合計	792	254	59	40	1145
要請があったとき、確認が容易	27%	28%	27%	33%	27%
環境へ配慮をアピール可能	27%	30%	29%	33%	28%
マークが多く、わかり難い	13%	9%	8%	13%	12%
合法性証明は書類でできる	7%	9%	14%	5%	8%
マークのないものが違法と誤解	24%	21%	22%	15%	23%
その他	3%	3%	0%	3%	3%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

「その他」の意見として、マーク表示そのものに対しては「シールではなく、本体への印刷の方がよい」、「構造材だけでなく羽柄材にもマークをつけるのか?」、「柱、梁を内装仕上げにすると、シールやマークの焼き付けは困る」(2件)、「マークがあれば書類での証明は不要などの措置があればよい」、「マークの認識度はどの程度か。それによるのではないか」、「合法木材のマークは初めて見た」、「マークが一つ増えるたびにコストが増える。顧客のメリットと理解が必要」(2件)、「あまり意味がない」(2件)といった、どちらかと言えば否定的なものが多かった。肯定的なものとしては「集成材にも表示するなら有効」、「長期優良住宅で産地証明が必要だから」、「自然環境の証明として、またリサイクルの面でもいい」などがある。

この他に、マーク表示以外の意見が多いが、これらについては次の通りである。「違法木材がどういふものかわからない。ややこしくなることは避けたい」(2件)、「使わなければいけないのか、使う方がいいのかわからない。使えとも言われないので関係ないことだと思っている」、「国産材で違法伐採があるとは考えられない」、「合法木材を強調しすぎると、中小零細企業は成り立たなくなる」、「周知するまで時間がかかるが、一時のブームで終わらないような取り組みが必要」、「合法木材を適正価格で購入できることが、普及にとって必要」、「消費者の意識と認識が高まり、標準化されれば、必然的に必要になるのではないか。消費者の意識が最重要」、「これまで照会を受けたことはない」、「消費者にどれだけ認識されているのか」、「もっとアピールが必要」、「製材業者を認定すること」、「全国のことなので、大手流通企業に徹底してみたらどうか」、「善良な業者と消費者に、労力やコストの負担をかける仕組みにならないよう」、「加工してから提供するときはどうなるのか?割高感が生まれるのではないか」などである。

#### 4) D I Yショップ

D I Yに対するアンケートは日本D I Y協会の協力によって実施し、発送数 50 件、回収数 20 件、回収率 44%となった。

これらの回答を木材・木製品の販売に占める一般消費者の割合で区分すると、「70~100%」すなわち一般消費者が主体であるものが50%、「50~70%」すなわち一般消費者がやや多いとするものが35%、「~50%」すなわち一般消費者が少なく50%以上が事業者であるとするものが15%となった。

これらから、今回の調査では一般消費者の比率が50%以上の層での回答が85%と極めて大きな比率を占めたことがわかる。

##### ア. 年間売上高

年間売上高で見ると全体では「300 億円～」55%、「100~300 億円」30%、「50~100 億円」10%、「~50 億円」5%の順になった。100 億円以上で全体の80%を超えており、規模の大きなところが対象になっていることがわかる。

一般消費者の比率との関係でみると、「70~100%」では「300 億円～」が50%で「~50 億円」も10%占めるのに対し、「50~70%」では「300 億円～」が57%で「~50 億円」0%。「~50%」では「300 億円～」が66%で「~50 億円」及び「50~100 億円」がそれぞれ0%となる。このことは一般消費者の比率が低くなるほど、事業者の比率が高くなるほど、年間売上高が大きくなることを示している。

表3 (2) 29 年間売上高

	木材・木製品販売に対する消費者の割合			
	70~100%	50~70%	~50%	合計
~50 億円	1	0	0	1
50~100 億円	0	2	0	2
100~300 万円	4	1	1	6
300 億円～	5	4	2	11
合計	10	7	3	20
~50 億円	10%	0%	0%	5%
50~100 億円	0%	29%	0%	10%
100~300 万円	40%	14%	33%	30%
300 億円～	50%	57%	66%	55%
合計	100%	100%	100%	100%

##### イ. 年間売上高に占める木材・木製品の比率

年間売上高に占める木材・木製品の比率は、全体では「~5%」が79%と際だって多く、次いで「5~10%」16%、「10~30%」はなく、「30%以上」5%となった。年間売上高に占める木材・木製品の比率が低いことは、それだけ取扱品目が多様化していることを示しており、今回、「~5%」が全体のほぼ80%を占めたことは、先に見たように年間売上高の多いところが対象となっていることと関係しているように。

表3 (2) 30 年間売上高に占める木材・木製品の割合

	木材・木製品の割合			
	70～100%	50～70%	～50%	合計
～5%	9	6	0	15
5～10%	0	1	2	3
10～30%	0	0	0	0
30%～	0	0	1	1
合計	9	7	3	19
～5%	100%	86%	0%	79%
5～10%	0%	14%	66%	16%
10～30%	0%	0%	0%	0%
30%～	0%	0%	33%	5%
合計	100%	100%	100%	100%

ウ. 合法木材の認識度

全体では「聞いたことはない」はわずか5%で、「聞いたことはあるが、具体的には知らない」40% (8件)、「概ね知っていた」が55%となった。95%が何らかの形で合法木材を知っており、半数以上がある程度具体的に知っているということで、認識度はかなり高いと言える。

「概ね知っていた」を木材・木製品販売に対する一般消費者割合との関係でみると、「70～100%」で40%、「50～70%」で57%、「～50%」で100%と、一般消費者への販売割合が低いほど、事業者への割合が高いほど合法木材に関する知識が高まるといえる。

表3 (2) 31 合法木材の認識度

	木材・木製品販売に対する消費者の割合			
	70～100%	50～70%	～50%	合計
聞いたことがない	0	1	0	1
聞いたことはあるが、具体的には知らない	6	2	0	8
概ね知っていた	4	4	3	11
合計	10	7	3	20
聞いたことがない	0%	14%	0%	5%
聞いたことはあるが、具体的には知らない	60%	29%	0%	40%
概ね知っていた	40%	57%	100%	55%
合計	100%	100%	100%	100%

エ. 合法木材を知った契機

全体では「木材の納入業者から聞いた」が68%と最も多く、「工務店などから聞いた」は11%にとどまった。「消費者からの質問で」が皆無であったことは、顧客である消費者における合法木材の認識度が極めて低いことを示している。

木材・木製品販売に対する一般消費者割合との関係では、「木材納入業者から」が「70～100%」で70%、「50～70%」で83%と極めて大きい比率を占めるが、「～50%」ではわずか33%となり、「その他」によるものが66%を占めている。

表3 (2) 32 合法木材を知った契機

	木材・木製品販売に対する消費者の割合			
	70～100%	50～70%	～50%	合計
消費者からの質問で	0	0	0	0
工務店などから	1	1	0	2
木材の納入業者から	7	5	1	13
その他	2	0	2	4
合計	10	6	3	19
消費者からの質問で	0%	0%	0%	0%
工務店などから	10%	17%	0%	11%
木材の納入業者から	70%	83%	33%	68%
その他	20%	0%	66%	21%
合計	100%	100%	100%	100%

#### オ. 合法木材の取扱の経験

全体では「購入しているが、合法木材として表示していない」が48%、「購入し、合法木材として販売」が33%、「調達要件にしていない」が19%で、「調達しようと思ったが、調達できなかった」は皆無であった。

合法木材として販売しているかどうかを問わなければ、全体の81%が合法木材を購入していることがわかる。このことは程度の差はあっても95%が合法木材を知っていたこととも関係していよう。

木材・木製品販売に対する一般消費者割合との関係では、「購入し、合法木材として販売」は「50～70%」で43%、「購入しているが、合法木材として表示していない」は「～50%」で66%と比率が高い。また、「調達の要件としていない」は「70～100%」で27%と高比率になっている。

表3 (2) 33 合法木材の取扱の経験

	木材・木製品販売に対する消費者の割合			
	70～100%	50～70%	～50%	合計
購入し、合法木材として販売	3	3	1	7
購入しているが、合法木材として表示していない	5	3	2	10
調達しようとしたが、調達出来なかった	0	0	0	0
調達の要件としていない	3	1	0	4
合計	11	7	3	21
購入し、合法木材として販売	27%	43%	33%	33%
購入しているが、合法木材として表示していない	45%	43%	66%	48%
調達しようとしたが、調達出来なかった	0%	0%	0%	0%
調達の要件としていない	27%	14%	0%	19%
合計	100%	100%	100%	100%

## カ. 合法木材のラベル表示に対する意見

重複回答であるが、「受注者からの要請があった時、確認が容易」が33%（、「環境への取組をアピール出来る」30%と、肯定的な意見が66%を占めた。しかし「マークがないものが、違法だと誤解される」26%、「いろいろなマークがあり、わかりにくい」7%など否定的なものも33%となった。

木材・木製品販売に対する一般消費者割合との関係では、肯定的な意見の多いのは「～50%」で86%、次いで「70～100%」の66%となるが、「50～70%」では47%と半分を下回り、33%が「マークがないものが、違法だと誤解される」としている。

表3 (2) 34 合法木材のラベル表示に対する意見

	木材・木製品販売に対する消費者の割合			
	70～100%	50～70%	～50%	合計
受注者から要請のあった時、確認が容易	7	4	3	14
環境への取組をアピール出来る	7	3	3	13
いろいろなマークがありわかりにくい	1	2	0	3
マークのないものが、違法だとの誤解を与える	5	5	1	11
その他	1	1	0	2
合計	21	15	7	43
受注者から要請のあった時、確認が容易	33%	27%	43%	33%
環境への取組をアピール出来る	33%	20%	43%	30%
いろいろなマークがありわかりにくい	5%	13%	0%	7%
マークのないものが、違法だとの誤解を与える	24%	33%	14%	26%
その他	5%	7%	0%	5%
合計	100%	100%	100%	100%

## 5) 家具メーカーにおけるショールーム

実証事業参加事業者であるカリモク家具（株）の協力を得て、同社の 16 あるショールームのうち本社ショールーム、関東ショールーム、新横浜ショールーム、関西ショールームの 4 カ所で、簡単なアンケートを実施した。回答数は 157 件であった。

回答者の 16%が合法木材について「聞いたことがある」とし、84%が「初めて知った」とした。

また、合法マークについては「見たことがある」は 5%にとどまり、95%が「初めて見た」とした。

さらに「合法マークのついた家具に関心はあるか」との問いに対しては、「ある」が 38%、「ない」が 11%、「どちらとも言えない」が 51%を占めた。

表 3 (2) 35 家具ショールームにおける消費者向けアンケート

		件数	%
合法木材を知っていたか	聞いたことはある	23	16%
	初めて知った	121	84%
	合計	144	100%
合法木材マークを見たことがあるか	見たことがある	7	5%
	初めて見た	148	95%
	合計	155	100%
合法木材マークのついた家具等に関心があるか	ある	60	38%
	どちらとも言えない	80	51%
	ない	17	11%
	合計	157	100%

## 6) 家具メーカーのウェブページでのアンケート

ショールームでのアンケートを行うのと同時に、カリモク家具の協力で同社のウェブページに合法木材の説明を掲載するとともに、アンケートを実施したところ 252 件の回答が寄せられた。

まず「森林を巡る環境問題への関心」については、「関心がある」が 84%、「関心がない」が 1%、「どちらでもない」が 15%となり、「森林を巡る環境問題への関心」への関心は非常に高く、自然環境問題への意識の高まりを示しているといえる。

「関心がない」としたものが極めてわずかであるため、大きな流れをつかむことを目的としてこれを削除し、回答を「関心がある」と「どちらとも言えない」とに分け、その特徴を見た。

「家具購入の際、原料の木材がどのような自然環境下で生産されたか、考えたことはあるか」では、全体では「考えたことがない」が 56%、「考えたことがある」が 44%を占め、半数は下回ったものの「考えたことがある」としたものの比率が予想以上に多かった。

これを森林環境問題への関心についての属性別でみると、「関心がある」としたグループでは「考えたことがある」48%、「考えたことがない」52%とほぼ拮抗した。これに対し「関心がない」では「考えたことがある」26%、「考えたことがない」74%と、「考えたことがない」が全体の 3/4 を占め、森林環境問題への関心の有無が大きく影響していることを示した。

「合法木材を知っていたか」については、全体では「知っていた」5%、「聞いたことがない」25%、「初めて知った」70%となった。消費者の中での認識度はほとんどないといえる。

これを森林環境問題への関心についての属性別では、「知っていた」は「関心がある」、「どちら

でもない」とともにそれぞれ 5%にすぎなかった。森林環境問題に関心がるグループでも「合法木材」にまで関心が及んでいないこと、逆にいえば森林問題に関心を持つ一般消費者までにも「合法木材」のPRが及んでいないことを示している。

「合法木材マークを見たことがあるか」では、全体では「見たことがある」12%、「見たことがない」89%であった。先の合法木材を「知っていた」としたのが 5%であったことと比べ、マークを「見たことがある」の比率が高いのは、「電車内のポスターなどでマークを見たことがある」といったことによろう。理屈よりイメージのほうがインプットしやすいためではないかと思われる。

しかし、ショールームにおけるアンケートでは、合法木材マークを見たことがあるは 5%と、ウェブ上でのアンケート結果との間に乖離がある。

これを森林環境問題への関心についての属性別でみると、「関心がある」も「どちらでもない」も、ともに「見たことがある」はほぼ 10%、「見たことがない」はほぼ 90%となった。

「合法木材の利用促進の取組」では、全体では「積極的に推進すべき」が 95%とほとんどを占めた。これも環境問題への意識の高まりを示すものと言える。

これを森林環境問題への関心についての属性別でみると、「関心がある」でも、「どちらでもない」でも「積極的に推進すべき」が 95%となった。

「合法木材マークのついた家具等への関心」では全体では 80%が「関心がある」、19%が「どちらとも言えない」、1%が「関心がない」と回答した。これについては、ショールームでのアンケートで、同様の質問に対し「ある」が 38%にとどまったのと異なる。

これを森林環境問題への関心についての属性別でみると、環境問題に「関心がある」としたものでは 87%が「関心がある」とし、「どちらでもない」としたものでは 44%と半分にとどまった。

「合法木材家具のブースがあれば、立ち寄るか」については、全体では「立ち寄る」86%、「わからない」14%、「立ち寄らない」1%となった。これは「森林を巡る環境問題への関心」、「合法木材マークのついた家具等への関心」への回答と同じような傾向を示している。

これを森林環境問題への関心についての属性別でみると、「関心がある」では 90%が「立ち寄る」とし、「どちらでもない」では 64%と「関心がある」グループの比率を大きく下回った。

「合法木材マークのついた家具が一般に販売されるようになったとき、購入するか」では、全体では、「価格、品質、デザインが同等であれば購入する」81%、「優先的に購入する」12%、「わからない」7%となった。これから、自然環境問題への意識の高まりはあるが、合法木材の選択にダイレクトには繋がっていかないことがわかる。

これを森林環境問題への関心についての属性別でみると、「優先的に購入する」は「関心がある」では 13%、「どちらでもない」では 2%となった。また、「価格、品質、デザインが同等であれば購入する」は「関心がある」で 80%、「どちらでもない」で 90%となった。「優先的に購入する」と「価格、品質、デザインが同等であれば購入する」の合計は、「関心がある」で 93%、「どちらでもない」で 92%と同比率となっている。

表3 (2) 36 森林環境問題への関心と家具購入に対する意識

		関心がある		どちらでもない		合計	
		件数	%	件数	%	件数	%
家具購入の際、原料の木材がどんな自然環境の中で生産されたか、考えたことがあるか	ある	101	48%	10	26%	111	44%
	ない	110	52%	29	74%	139	56%
	合計	211	100%	39	100%	250	100%
合法木材を知っていたか	知っていた	10	5%	2	5%	12	5%
	聞いたことない	55	26%	7	18%	62	25%
	初めて知った	146	69%	30	77%	176	70%
	合計	211	100%	39	100%	250	100%
合法木材マークを見たことがあるか	ある	24	11%	4	10%	28	11%
	ない	187	89%	35	90%	222	89%
	合計	211	100%	39	100%	250	100%
合法木材の利用推進の取組について	積極的に推進すべき	201	95%	37	95%	238	95%
	積極的に推進する必要ない	8	4%	2	5%	10	4%
	このような取組の必要ない	2	1%	0	0%	2	1%
	合計	211	100%	39	100%	250	100%
合法木材マークのついた家具等への関心	ある	184	87%	17	44%	201	80%
	ない	1	1%	1	3%	2	1%
	どちらとも言えない	26	12%	21	53%	47	19%
	合計	211	100%	39	100%	250	100%
合法木材家具のブースがあれば立ち寄るか	立ち寄る	189	90%	25	64%	214	86%
	立ち寄らない	2	1%	0	0%	2	1%
	わからない	20	9%	14	36%	34	14%
	合計	211	100%	39	100%	250	100%
マークのついた家具が一般に販売されるようになれば、購入するか	優先的に購入	28	13%	1	2%	29	12%
	価格、品質、デザイン等が同等であれば購入する	169	80%	35	90%	204	82%
	わからない	14	7%	3	8%	17	7%
	合計	211	100%	39	100%	250	100%

「家具を購入する際、何を判断基準にするか」では、1位として「品質」を上げたものが最も多く47%、次いでデザインの41%となる。これに対し「価格」を上げたものは8%、「原料の由来」を上げたものは3%にとどまった。「品質」、「デザイン」と「価格」、「原料の由来」との間には極めて大きいギャップがあり、「価格」と合法木材も含めた「原料の由来」が、家具を選択する場合の3次的、4次的な選択要因である事を示している。



表3 (2) 37 家具購入の際の判断基準

	品質	デザイン	価格	原料の由来	その他
1位	118 47%	104 41%	21 8%	7 3%	3 1%
2位	83 33%	90 36%	69 27%	8 3%	0 0%
3位	43 17%	43 17%	123 49%	44 17%	1 0%
4位	7 3%	14 6%	36 14%	183 73%	10 4%
5位	0 0%	0 0%	3 1%	9 4%	238 94%
計	251 100%	251 100%	252 100%	251 100%	252 100%

以上をまとめてみると、森林環境問題への関心が高まっているが、「森林環境に関心がある」グループと「どちらでもない」グループでは、一部の行動のパターンに違いがみられることがわかった。すなわち「合法木材を知っていたか」、「合法マークを見たことがあるか」、「合法木材の利用推進への取組についてどう思うか」といった受け身的な行為に対する回答は「関心がある」グループでも「どちらでもない」グループでも、ほぼ同じようなものであった。

しかし、「家具購入の際に原料の由来を考えるか」、「合法木材マークのついた家具への関心」、「合法木材家具のブースがあれば立ち寄るか」、「合法マークのついた家具が一般に販売されるようになれば購入するか」といった能動的な行為を伴う事柄に関する質問では、「関心がある」グループと「どちらでもない」グループとでは、回答に大きな違いが見られた。

また、家具の購入の際の判断基準として「価格」、「原料の由来」がほとんど含まれていないことが明らかになった。

以上のことは、今後、一般消費者に対し合法木材の普及を行っていく際に、考慮しなければいけないことではないかと思われる。

アンケート結果は以上の通りであるが、これが「環境に配慮した製品作りを目指している」カリモク家具の製品に関心を持つ消費者からの回答であることに留意する必要がある。これと同じ質問を他の大量生産・大量販売型家具メーカーの製品に関心を持つ消費者に対して行えば、これとは異なる結果が出たものと思われる。

しかし、「合法木材」に認知度が極めて低いことには変わりはなく、今後、どのように消費者にアピールしていくのが最大の課題となると考えられる。自然環境への認識が大きく高まってきていることから、どのような取り組みをする必要があるかの検討が必要だと思われる。

## 7) エコプロダクツ展

(社) 全国木材組合連合会は、平成 23 年 12 月 15～17 日に、東京都江東区有明の東京ビッグサイト東 1 ホールで開催された「エコプロダクツ 2011」に出展し、合法木材の PR を行うとともにアンケートを実施した。アンケートの協力者は 543 名であった。

「違法伐採問題や合法木材の取組について知っていたか」に対しては、「知っている」49%、「知らない」51%となった。「知っている」の比率が高いのは、来場者に消費者と業界関係者の双方が含まれていたためと思われる。

### ○ 違法伐採や合法木材の取組についてご存知でしたか

	回答数	割合
知っている	265	97%
知らない	272	100%
計	537	197%
未回答	6	

「合法木材及び木製品を取り扱う考えはあるか」については、「ぜひ取り扱いたい」16%、「前向きに検討したい」20%と、積極的な姿勢を示すものが 36%に上った。

### ○ 合法木材及び木製品を取扱う（購入、加工、販売等）お考えはありますか

	回答数	割合
ぜひ取り扱いたい	15	136%
前向きに検討	19	173%
わからない	49	445%
いいえ	11	100%
計	94	855%

「今後、ラベリングされた製品が市場に流通した時、御社の事業にとって有効か」については、「有効だと思う」が 62%を占め、その理由については「合法木材の確認が容易」と「差別化を明確にできる」とで 66%となった。

### ○ 今後、ラベリングされた合法木材が流通した場合、御社にとってラベリングは有効な手段になりますか

	回答数	割合
思う	71	62%
思わない	31	27%
わからない	12	11%
計	114	100%

○ 「有効だと思う」理由

	回答数	割合
合法木材の確認が容易になる	29	37%
差別化をより明確にできる	23	29%
在庫管理が容易になる	6	8%
一般消費者の理解が深まる	19	24%
その他	1	1%
計	78	100%

○ 「有効だと思わない」理由

	回答数	割合
特別の説明をしないと何のことかわからない	7	37%
マークがないものは違法だという誤解をまねく	7	37%
合法性に対する信頼性を求められ手間暇がかかる	3	16%
コストが掛かる	2	11%
その他	0	0%
計	19	100%

「合法木材製品マークが添付された製品に興味はあるか」に対しては、「興味がある」が70%をしめ、「DIY ショップに合法木材コーナーがあれば、立ち寄るか」には、同じように74%が「立ち寄りたい」とした。

○ 「合法製品マーク」が添付された商品があれば興味はありますか

	回答数	割合
ある	340	70%
ない	28	6%
わからない	119	24%
計	487	100%

○ DIY ショップに「合法製品コーナー」があれば、立ち寄りますか

	回答数	割合
思う	364	75%
思わない	12	2%
わからない	113	23%
計	489	100%

先にも述べたが、このアンケートの回答には消費者と業界関係者とが含まれているため、この結果を使っての対応には限界があると言わなければならない。

